

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年9月5日
【計算期間】	第14特定期間（自平成24年12月6日至平成25年6月5日）
【ファンド名】	クロッキー日本株プラス（3ヵ月決算型）
【発行者名】	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ロバート・モレース
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【事務連絡者氏名】	谷下 明芳
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【電話番号】	03-6377-2934
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、主としてドイツ銀行ロンドン支店が発行するユーロ円債（以下、「株価連動債」といいます。）を投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

②信託金限度額

1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

③基本的性格

当ファンドの、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分は、下記の通りです。

（該当する商品分類と属性区分を網掛け表示しています。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国 内	株 式 債 券	インデックス型
追加型	海 外	不動産投信 その他資産 ()	特殊型
	内 外	資産複合	

《 商品分類の定義 》

単位型投信・追加型投信の区分

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

投資対象地域による区分

国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産による区分

株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

目論見書等の表紙へ補足として使用する商品分類

インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用効果を目指す旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
--------	------	--------	----------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本	
	年4回	北米	TOPIX
不動産投信	年6回 (隔月)	欧州	
その他資産 ()	年12回 (毎月)	アジア	
資産複合 ()	日々	オセアニア	その他 (クロッキー 日本株 プラス戦略)
資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	中南米	
		アフリカ	
		中近東（中東）	
		エマージング	

《 属性区分の定義》

投資対象資産による属性区分

債券 その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

決算頻度による属性区分

年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

投資対象地域による属性区分

日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

その他の指数…日経225、TOPIXにあてはまらない全てのものをいう。

※当ファンドの対象インデックス：クロッキー日本株プラス戦略

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類及び属性区分に基づき記載しております。

当ファンド以外の商品分類及び属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

④ ファンドの特色

特色 その1「しっかり選ぶ」

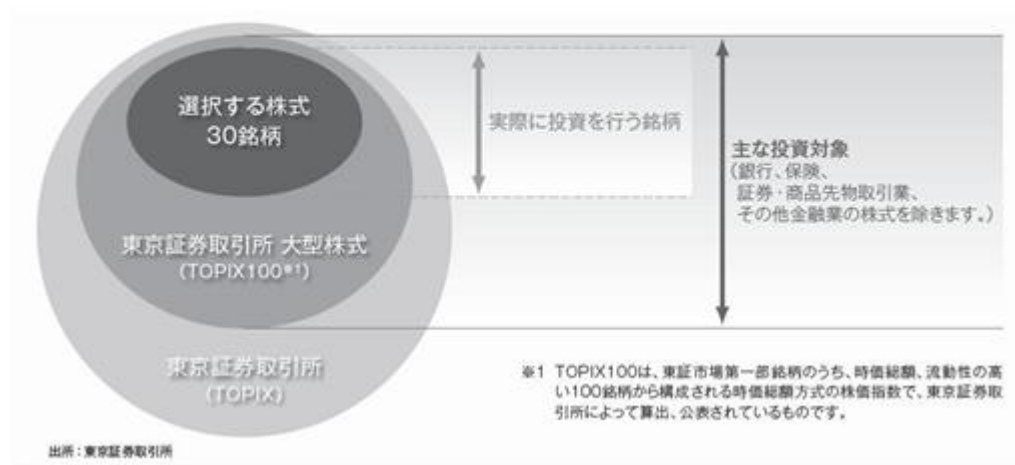
主な投資対象は、日本を代表する企業の株式です。グローバルな視野に立ったドイツ銀行グループの株式分析手法「クロッキー」により割安と判断した株式を選択します。



実際には、ドイツ銀行ロンドン支店が発行する「株価連動債」への投資を通じて運用を行います。

主な投資対象

主な投資対象は、日本の株式市場を代表するTOPIX100^{※1}採用銘柄です。
（銀行、保険、証券・商品先物取引業、その他金融業の株式を除きます。）



ドイツ銀行グループが株式投資戦略を提供します。

- 総資産約1兆9,100億ユーロにのぼる世界でも最大規模の総合金融機関です。
 - 9万7,000人余りの従業員を擁し、世界70ヵ国以上で幅広い金融サービスを提供しています。
- （出所：ドイツ銀行グループ 2013年6月末現在）

特色 その2「じっくり持てる」

インカム^{※2}（株式の保有から得られる収入額）を高める投資戦略により、年4回の定期分配を行います。

- ※2 株式を発行した企業が、株主に利益の一部を還元する「配当」が代表的なインカムです。
ダブルインカムは、「配当」を上回るインカムの確保を目指します。
- ※ 運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

年4回決算で、安定的かつ高水準の分配を目指します。

- 毎年3月5日、6月5日、9月5日、12月5日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益の分配を行います。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益及び売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
- 毎年6月と12月の決算においては、収益分配前の基準価額が10,000円を超えている場合、分配金を付加することがあります。

<イメージ図>



基準価額にかかわらず、投資対象からの配当等収益の範囲内を主に分配します。



基準価額の水準により、投資対象の売買益・評価益部分を付加して分配することがあります。

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払い及び金額について示唆、保証するものではありません。

分配に関する注意事項

- 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 「株価連動債」の利払日とファンドの決算日は一致しません。
- ファンドの決算による収益分配金は、ファンドが投資する「株価連動債」の利息や時価とは一致しません。

定期分配について

株式の保有による二つの定期的な収入が生む「株価連動債」の利息により、継続的かつ安定的な分配を目指します。

株式の配当金



インカムを高める投資戦略

インカム（株式の保有から得られる収入）を高める投資戦略^{※3}について

- ① 投資した株式からの配当よりも高い収入額を得る戦略を構築します。
- ② 一定条件のもとでは、株価の変動に影響されずに、安定的な収入額が確保できます。
- ③ 投資対象株式の値上がり益は、3ヵ月毎に設定される目標株価^{※4}までが上限となります。
値上がり益のうち、目標株価を上回った部分は、基準価額の上昇に寄与しません。

※3 ドイツ銀行ロンドン支店が戦略スポンサーとなるクロッキー日本株プラス戦略を指します。

※4 株式市場が予測する株価変動幅等を勘案し、各投資対象株式について、3ヵ月毎に戦略スポンサーであるドイツ銀行ロンドン支店が決定します。

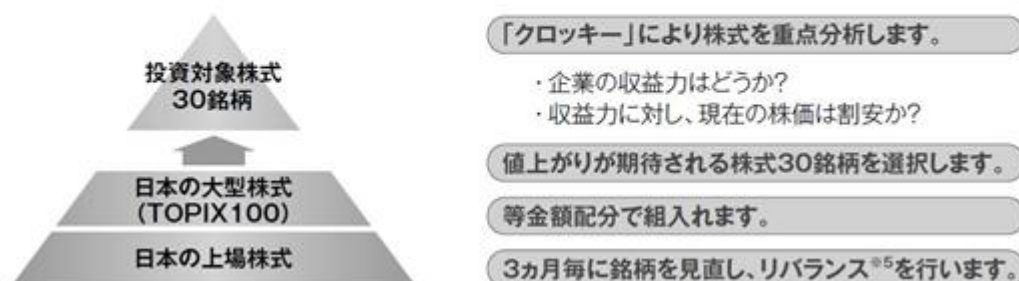
インカムを高める投資戦略と株式保有時の損益比較（イメージ図）

本戦略によるインカム部分		配当金によるインカム部分	
3ヵ月後の 株価	株値が値上がり、目標株価には 到達しなかった場合	株値が値下がりした場合	株値が値上がり、 目標株価を超えた場合
損益比較 イメージ			
	株式保有	株式保有	株式保有
期待される 投資成果	インカム部分に加えて、 値上がり益も全て享受できます。	値下がりの影響を受けるものの、 インカム部分は受取れます。	インカム部分に加えて、 値上がり益も享受できますが、 目標株価までに限定されます。

「クロッキー」による投資対象株式の選択

日本を代表する企業の株式から、ドイツ銀行グループが「クロッキー」により割安かつ値上がりが見込まれる投資対象株式を選択します。

「クロッキー」は、ドイツ銀行グループにより開発された株式分析手法です。



※5 リバランスとは、各銘柄の組入れ比率の調整をいいます。原則として、3ヵ月毎の見直し日以外には銘柄入れ替え及びリバランスを行いません。

「クロッキー」について

クロッキーとは国や地域、業種の枠を越えた株式分析を目指し、会計データを、より経済実態に沿った「経済データ」に精緻に再構築したうえで使用する投資分析手法です。

株式分析手法「クロッキー」の紹介・コンセプト

CROCI

「クロッキー」は、ドイツ銀行グループが1995年から1996年にかけて独自に開発した株式分析手法です。

- クロッキーは、全世界の大型株約750銘柄を対象として、専任のアナリスト達が会計データと企業の経済実態との隔たりを埋める定量的な調整を行い、銘柄分析や新しい指標の算出を行う株式分析手法です。
- 一般的な投資尺度では、国毎の会計制度・税制の違い、セクター毎の財務特性の差異などから、国やセクターが異なる銘柄を単純に比較することは困難でした。
- クロッキーは、表面的な会計データをより経済実態に近づけるように客観的なルールに基づいて調整を施し、様々な有効な投資尺度を計算することを可能にします。
- クロッキーは「Cash Return on Capital Invested」の頭文字で「投下資本に対する現金収益比率」を意味します。

進化したPER「エコノミックPER」

会計データに基づく株価水準を評価する指標として、PER（株価収益率）が広く活用されていますが、PERにはいくつかの明らかな限界があります。

PERは企業の会計データを基に算出されていますが、会計データは、会計というルールの枠内における計算の積み重ねであり、様々な理由により経済実態との隔たりがあるためです。

クロッキーでは企業の会計データと経済実態との隔たりを埋める定量的な調整を行い、新しい進化したPER「エコノミックPER」を計算することで、国や業種の枠を越えた株式投資分析を行います。



エコノミックPERにより業種を越えた割安度の比較が可能に

薬品メーカーA社「ヘルスケア」



製薬会社は毎年多額の研究開発費を投下します。これは将来における新薬からの収益を得るための投資ですが、会計上は費用として処理され、当期純利益を下げます。結果として、従来のPER（株式時価総額 ÷ 純利益）を上昇させる要因になります。

クロッキーでは、研究開発やブランド価値を高めるためのコストを、費用ではなく将来収益を生むための投資と考え費用計上しません。これらの投資が多くなったとしても必ずしも割高になるというわけではありません。

【貸借対照表 (B/S)】

資産	負債
	純資産

【損益計算書 (P/L)】

売上高	
売上原価	
研究開発費	
...	
当期純利益	

総合商社「資本財・サービス」



多くの商社は、多額の負債借入を行って事業を遂行しています。つまり発行済み株式数を増やすことなく、会社の規模を大きくすることで、収益を高めています。

結果として、従来のPER（株式時価総額 ÷ 純利益）を低下させる要因になります。

一般的に、負債を増やし会社の規模が増大した場合は、損益の変動幅も大きくなります。クロッキーでは、負債も含めた全企業価値を考慮して計算されますので、規模の増大により利益が増加しても必ずしも割安と判断されることはありません。

【貸借対照表 (B/S)】

資産	負債
	純資産



クロッキーにより計算される「進化したPER」(エコノミックPER)を用いることで、ひとつの尺度で業種を越えて企業の割安度を比較することが可能となります。

委託会社のご紹介

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社が投資信託の設定・運用を行います。

- 欧州の総合金融グループ、BNPパリバグループの資産運用部門であるBNPパリバ インベストメント・パートナーズの日本拠点です。
- BNPパリバ インベストメント・パートナーズの資産運用残高は、約4,780億ユーロ（約62兆円）、従業員数は約3,200名、世界40カ国に拠点を配置しています。（2013年6月末現在）

*資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

本書で使用している指数等に係る著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、当該指数等の開発元または公表元に帰属します。

[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

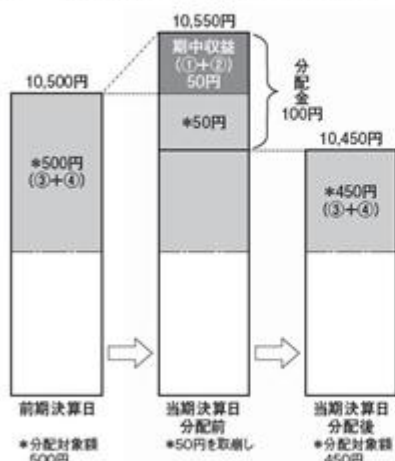
投資信託で分配金が支払われるイメージ



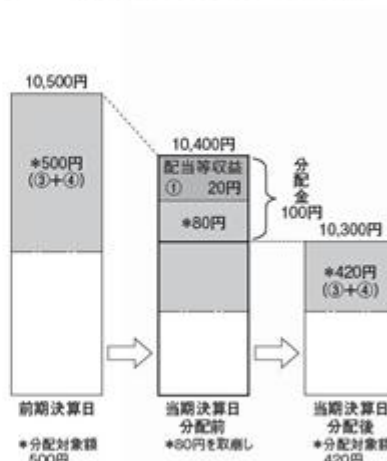
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後述「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

(2) 【ファンドの沿革】

平成18年6月23日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出

平成18年7月31日 信託契約締結、当ファンドの設定、運用開始

平成22年7月1日 当ファンドを委託会社とした証券投資信託委託業に係る業務をフォルティス・アセットマネジメント株式会社からビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社（承継後の新社名：BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社）に承継

(3) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み

ファンドの設定・運用は、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社が行います。

当ファンドは、原則として、ドイツ銀行ロンドン支店が発行する「株価連動債」^{※6}を主な投資対象とし、可能な限り高位に組入れます。



●「株価連動債」^{※6}とは

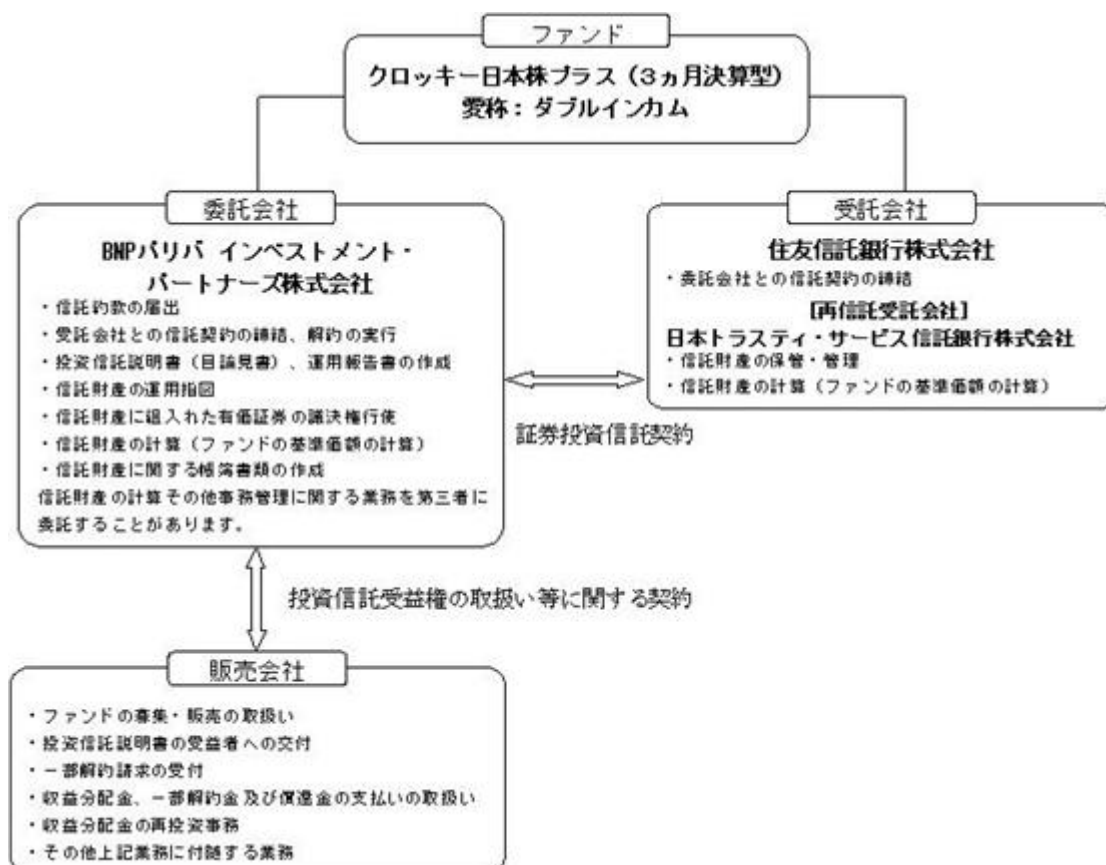
株式の値動きや投資戦略の成果により、債券の価格が変動する性格をもちます。

一定条件のもとに年4回、利息を確保する仕組みを持ち、その利息が主な分配原資となります。

※6 日本以外の円取引市場で発行される債券（ユーロ円債）です。クロッキー日本株プラス戦略の戦略スポンサーは、ドイツ銀行ロンドン支店です。本戦略のメンテナンス・維持管理のためのコストとして「株価連動債」の時価から年間1%（2013年6月末現在）を徴収します。

- 投資者の購入申込みについて採用される（翌営業日の）基準価額は、購入申込受付日（当日）の日本市場の株価を反映したものです。

b. ファンドの関係法人及び委託会社が関係法人と締結している契約等の概要



①ファンドの関係法人

名 称	関係業務の内容
《委託会社》 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
《受託会社》 三井住友信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
《再信託受託会社》 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。
《販売会社》	当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金、一部解約金及び償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資事務等を行います。

②委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

*証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社及び受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

*投資信託受益権の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

c. 委託会社等の概況（平成25年6月末現在）

①資本金 1億円

②沿革 平成10年11月9日 会社設立

平成10年11月30日 証券投資信託委託業の免許取得

平成11年2月26日 証券投資顧問業の登録

平成12年6月20日 投資一任契約業務の認可取得

平成12年8月1日 パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける

平成12年8月1日 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更

平成22年7月1日 フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社として「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」へ社名変更

③大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株数	所有比率
BNP Paribas Investment Partners S.A. ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国、 パリ75009、 ブルヴァーオスマン1	19,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a.運用方針

当ファンドは、特定のユーロ円債を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

b.投資態度

①主として、ドイツ銀行ロンドン支店が発行するユーロ円債を投資対象とし、可能な限り高位に組入れることで、ドイツ銀行グループが独自に開発した投資手法に基づき計算されるクロッキー日本株プラス戦略のパフォーマンスに連動する投資成果をめざします。

②当該ユーロ円債は償還されるまで保有することを前提とし、ユーロ円債の銘柄入替えは行わないことを原則とします。ただし、投資するユーロ円債の発行体の信用状況が著しく悪化した場合、または債務不履行となった場合等には、委託会社の判断で当該ユーロ円債をすべて途中売却することがあり、その場合には信託契約を解約し、信託を終了させます。

③なお、市況動向及び資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【投資対象】

a.投資の対象とする資産の種類

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条及び第28条に定めるものに限りします。）

ハ. 金銭債権（イ及びニに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

b. この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限りします。）は、次に掲げるもの

とします。

1. 株券または新株引受権証券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りまゝ。）
 18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、1の証券または証書及び13ならびに18の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券及び13ならびに18の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するもの及び15に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、14ならびに15の証券（ただし、投資法人債券をのぞきます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- c. 委託会社は、信託金を、bに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 抵当証券
- d. bの規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、c1から4までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

委託会社の運用体制

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

・運用部門（7名）

マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

- ・トレーディング部門（２名）
運用部門からの指示に基づき、発注業務を行います。
- ・パフォーマンス評価及び投資運用委員会（９名）
原則として月１回及び随時に開催し、運用パフォーマンスの評価、投資運用や運用ガイドライン遵守等の状況についての報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。
- ・内部管理委員会（８名）
原則として月１回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実施に資する対応を図ります。
- ・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（６名）
取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

意思決定プロセス

- ①運用部門が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。
- ②上記の分析結果をふまえ、運用部門において、運用の投資方針を策定します。
- ③ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。
- ④運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理及び投資行動のチェックは、運用部門から独立した業務部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備及び運用状況についての報告書を受け取っております。

※運用体制等は平成25年６月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

BNPパリバグループの概要（平成25年６月末現在）

BNPパリバグループ
BNPパリバグループは欧州を本拠とする世界有数の金融グループです。世界78ヶ国におよそ19万人の従業員を擁します。コーポレートバンキング・投資銀行業務、資産運用業務、ならびにリテール銀行業務という3つの主要分野を核に事業展開し、それぞれ業界のキープレーヤーとしての地位を占めています。ヨーロッパではフランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクはリテール銀行業務の母国市場と位置づけられます。地中海沿岸諸国や東欧においても総合的なリテール業務を展開するとともに、米国西海岸においても強大な拠点網を有します。欧州で主導的地位を確立しているコーポレートバンキング・投資銀行業務ならびに資産運用業務は、北南米及びアジアにおいても着実に拡大を続けています。日本国内においても約700名のスペシャリストが、証券・投資銀行業務、法人向け銀行業務、資産運用業務、生命保険・損害保険業務等、各法人において多岐にわたる業務を展開しています。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ
BNPパリバ インベストメント・パートナーズはBNPパリバグループの資産運用部門として、世界の金融機関や個人投資家向けに様々な資産運用サービスを提供しています。750人を超える各資産クラス向けのサービスと商品に精通した運用担当者が、世界中の60の運用拠点によるネットワークを用いて、お客様とのパートナーシップを第一のコンセプトとした専門性の高いサービスを展開しています。

（４）【分配方針】

毎計算期末（毎年３月５日、６月５日、９月５日及び12月５日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②分配金額は、毎期、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

- ①信託約款で定める主な投資制限
 - a. 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の80%以下とします。
 - b. 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
 - c. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５%以下とします。
 - d. 外貨建資産への投資は行いません。

②投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

③同一銘柄の株式等への投資制限

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a.の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑤先物取引等の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、及び組入抵当証券の利払金及び償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券及び組入抵当証券に係る利払金及び償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプション及びプット・オプションの買付けの指図は、⑤で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建及びコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券及び組入抵当証券の利払金及び償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建及びプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券及び組入抵当証券に係る利払金及び償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプション及びプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ⑤で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. ⑤において金融商品とは次に掲げるものをいいます。
 1. 金銭債権（預金及びコール・ローンに限ります。）
 2. 約束手形
 3. 金銭を信託する信託の受益権（指定金銭信託に限ります。）
 4. 為替手形
- ⑥スワップ取引の運用指図・目的・範囲
 - a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑦同一銘柄の転換社債等への投資制限
委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑧有価証券の貸付の指図及び範囲
 - a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - b. aに規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ⑨資金の借入れ
 - a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

- c. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- d. ⑨において金融商品とは次に掲げるものをいいます。
 - 1. 金銭債権（預金及びコール・ローンに限ります。）
 - 2. 約束手形
 - 3. 金銭を信託する信託の受益権（指定金銭信託に限ります。）
 - 4. 為替手形
 - 5. 抵当証券

⑩法令による投資制限

- a. デリバティブ取引にかかる制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

- b. 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができ、事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

- a. ファンドのリスク特性

当ファンドは、主として特定の株価連動債に投資しますので、組入れた有価証券の価格の変動や、発行体の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

主なリスクの分類につきましては、以下の通りです。

①一般的経済状況

市場及び投資資産は、金利、政府による政策や貿易、外国為替レートといったマクロ経済的な要因に影響を受ける可能性があります。かかる要因により予期せぬ変動が起こり、投資資産の価格自体だけでなくボラティリティにも影響が及ぶ可能性があります。

②市場リスク

上場、非上場にかかわらず、有価証券等への投資にはリスクが伴います。有価証券等の価格は経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により変動します。従って、当ファンドの基準価額は、現在の当ファンドが置かれている投資環境により変動します。

③信用リスク

当ファンドが主要投資対象とする株価連動債は、その発行体や保証を与える金融機関の倒産や財務状況の悪化等によって当該債券の利息や償還金が支払われなくなる（債務不履行）リスクがあります。また株価連動債は「クロッキー日本株プラス戦略」で選定される株式にも債務不履行リスクがあります。発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに対する外部評価の変化等により、当ファンドの基準価額も影響を受け、投資元本を下回る可能性があります。

④流動性リスク

- ・ 一般に、市場規模や取引量が小さい組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・ 当ファンドが主要投資対象とする株価連動債は、当該債券の残存期間中における一部売却に関して、少なくとも当該債券の値付業者が当該債券を買取る形式が取られており、流動性の確保が図られております。ただし、当該債券の残存期間中における一部売却に当該債券の値付業者が対応できなくなることがあります。

⑤特定の債券への銘柄集中によるリスク

- ・ 当ファンドは、原則として株価連動債を高位に組入れます。また、原則として設定時に一度組入れた銘柄は満期償還まで保有することから、複数銘柄に分散投資された投資信託に比べ、当該債

券が及ぼす基準価額への影響が強くなります。信用リスクが顕在化した場合など、流動性が低くなるため当該債券の一部売却ができなくなり、そのために当ファンドの価額が下落する可能性があります。

- ・投資した債券が単一銘柄になった場合、途中売却により売却損が発生する可能性があります、これによって基準価額が下落することが考えられます。

⑥ 価格変動リスク

当ファンドが主要投資対象とする株価連動債は、株価の下落及び信用状況により価格が下落するリスクがあります。当該債券が値下がりした場合、当ファンドの基準価額が下落し、当初元本を下回る可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- ◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆解約申込みに伴うファンドの資金流出に伴った基準価額変動のリスク
解約資金を手当てするために、保有有価証券等を売却した場合に取引執行コスト等がかかり、ファンドの基準価額の下落の要因が発生します。また売却の際の市場動向や取引量の状況等によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。
- ◆システムリスク・市場リスクなどに関する留意点
証券市場は、国際的な経済事情の急変または予測が不可能な天災地変、経済事情の変化、テロ行為等、コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により市場の閉鎖や急激な市況変動が起こることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

<投資信託についての一般的な留意事項>

- ◆市場の急変時等には、信託約款の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドの分配金は、信託約款の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。
- ◆投資信託は保険契約ではありません。
- ◆投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- ◆投資信託は元本及び利息を保証する商品ではありません。
- ◆投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口になります。）
- ◆投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。
- ◆証券会社（第一種金融商品取引業者）を通して購入されていない投資信託は、日本投資者保護基金の補償対象とはなりません。

<法令、税法、会計基準等の変更可能性に係る留意点>

当ファンドに関連する法令、税法、会計基準等は今後変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合もあります。

b. 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドが適切に運用されているかどうかを運用部門及びプロダクト部門においてモニタリングを行います。運用部門におけるリスク管理に加えて、インベストメント・リスク管理部が、ポートフォリオの市場リスク、信用リスクなどのインベストメント・リスクを管理します。インベストメント・リスク管理部は、運用部門からは完全に独立した組織として、グループ内において、コンプライアンス、パーマナントコントロール及びリスク統括部門に属しております。インベストメント・リスク管理部は、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カウンターパーティーリスク、モデルリスクなどのインベストメント・リスクの管理と、インベストメント・コンプライアンスに関する業務をカバーしています。業務部門は日々のトレード、約定、決済など、事務面での監視を実施します。また、法務・コンプライアンス部門においては法令・諸規則、信託約款などの遵守についてのモニタリングを実施します。更に、パフォーマンス評価及び投資運用委員会、内部管理委員会により定期的にチェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

① パフォーマンス評価及び投資運用委員会

構成メンバー	C E O、運用各部門の代表者、業務部門の代表者、インベストメント・リスク管理部門の代表者、マーケティング部門の各代表者、監査役
--------	--

所管業務	運用ファンドに対する運用成績の評価と問題点の把握、市場リスク、信用リスク、流動性リスクの検証
権限／責任範囲	運用成績改善要請、所管部門に対する問題点の是正勧告

②内部管理委員会

構成メンバー	法務・コンプライアンス部門の代表者、CEO、COO、インベストメント・リスク管理部門の代表者、運用部門の代表者、業務部門の代表者、内部監査部門の代表者、監査役
所管業務	業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実行・改善
権限／責任範囲	上記所管業務に関する問題点の討議及び所管部門に対する調整

※上記の内容は平成25年6月末現在であり、委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%[※]（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定めた料率を乗じて得た額とします。

なお、自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

※当該申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（2）【換金（解約）手数料】

①解約手数料

解約手数料はありません。

②信託財産留保額[※]

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.5%を乗じて得た額とします。

※信託財産留保額とは、信託期間の途中で解約される場合に、投資信託の運用の安定性を高めるのと同時に長期に持ちになる受益者との公平性を確保するために信託財産中に留保されるものです。

（3）【信託報酬等】

①信託報酬の総額は、信託約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.2075%（税抜 1.15%）を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分は以下の通りです。

信託報酬の総額		年率 1.2075%	（税抜 1.15%）
配分	委託会社	年率 0.4305%	（税抜 0.41%）
	販売会社	年率 0.735%	（税抜 0.70%）
	受託会社	年率 0.042%	（税抜 0.04%）

②信託報酬及び信託報酬に対する消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中からご負担いただきます。

③投資対象である株価連動債（ドイツ銀行ロンドン支店が発行するユーロ円債）の時価に対して年間1%（クロッキー日本株プラス戦略のメンテナンスや維持管理コストとして）の費用がかかります。信託報酬及びこの費用の合計は年率2.2075%程度となりますが、株価連動債の組入れ状況により合計数値は変動します。（平成25年6月末現在）

（4）【その他の手数料等】

①ファンドの組入る有価証券等の売買に係る売買手数料等、先物・オプション取引に要する費用、その他の金融商品取引に要する費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合の当該借入金の利息等、受託会社の立替えた立替金の利息、当該各費用にかかる消費税等相当額を、信託財産でご負担いただきます。

②信託財産の財務諸表の監査に要する費用、有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の法定書類の作成・印刷費用ならびに当該費用にかかる消費税等相当額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される金額を上限として、信託財産よりご負担いただきます。ただし、

委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直して、これを変更することができます。かかる費用は、信託財産の計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

※その他の手数料等は、定時または随時に見直されるものや運用資産の状況等により異なるものであるため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

上記（１）から（４）までの手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（平成25年6月末現在）。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

●個人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金（普通分配金）に対する源泉徴収税率は原則、20%（所得税15%、地方税5%）となります。

ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税7%、地方税3%）が源泉徴収されます。また、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
10.147% (所得税7.147%、地方税3%)	20.315% (所得税15.315%、地方税5%)	20% (所得税15%、地方税5%)

※ 源泉徴収により申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合には、上場株式等の譲渡損との通算を行うことができます。また、通算してもなお控除しきれない損失の金額は翌年以降3年間にわたり、確定申告により株式等に係る譲渡所得に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除することができます。なお、総合課税、申告分離課税の選択については、その選択により所得金額及び税額が不利になる可能性もありますので、詳細につきましては税務専門家に確認して頂くことをお勧め致します。

※ 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）に、20%（所得税15%、地方税5%）の申告分離課税が適用されます。

ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく譲渡所得に対する税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税7%、地方税3%）の申告分離課税が適用されます。また、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
10.147% (所得税7.147%、地方税3%)	20.315% (所得税15.315%、地方税5%)	20% (所得税15%、地方税5%)

※ 一部解約金及び償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額として取り扱われ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、上場株式等に係る配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金、配当金に限ります。）と損益通算を行うことができます。

※ 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

●法人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金（普通分配金）に対する源泉徴収税率は原則、15%（所得税）となります。

ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率7%（所得税）が源泉徴収されます。また、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
7.147%（所得税）	15.315%（所得税）	15%（所得税）

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額の個別元本超過額に対する源泉徴収税率は原則、15%（所得税）となります。

ただし、平成25年12月31日までは、租税特別措置法に基づく源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率7%（所得税）が源泉徴収されます。また、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
7.147%（所得税）	15.315%（所得税）	15%（所得税）

※ 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除される場合があります。

＜個別元本について＞

- ① 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、個別元本は、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合などにより算出方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせください。

＜収益分配金の課税について＞

- ① 追加型株式投資信託における収益分配金には、課税扱いになる「普通分配金」と非課税扱いになる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。
- ② 受益者が収益分配金を受け取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
- ③ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

※少額投資非課税制度の適用が可能です。

・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

※税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認していただくことをお勧めいたします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

			平成25年6月末現在
資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
社債券	ドイツ	6,393,898,800	98.11
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		122,859,237	1.89
合計（純資産総額）		6,516,758,037	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注２）投資比率は、小数第３位以下を四捨五入してあります。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（評価額上位銘柄）

平成25年６月末現在

国/ 地域	種類	銘柄名	額面 (千円)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
ドイツ	社債券	ドイツ銀行 CROCI Japan Plus Indexリンク債	14,628,000	44.26 6,474,352,800	43.71 6,393,898,800	98.11

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注２）投資比率は、小数第３位以下を四捨五入してあります。

（種類別の投資比率）

平成25年６月末現在

種類	国内/外国	投資比率（％）
社債券	外国	98.11

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注２）投資比率は、小数第３位以下を四捨五入してあります。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

平成24年６月末から平成25年６月末における各月末日ならびに各計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

年 月 日		純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第１特定計算期間	（平成18年12月５日）	4,259	4,418	10,223	10,603
第２特定計算期間	（平成19年６月５日）	12,820	13,590	10,325	10,945
第３特定計算期間	（平成19年12月５日）	20,366	20,813	9,111	9,311
第４特定計算期間	（平成20年６月５日）	19,734	20,206	8,361	8,561
第５特定計算期間	（平成20年12月５日）	10,335	10,732	4,158	4,318
第６特定計算期間	（平成21年６月５日）	13,987	14,401	5,415	5,575
第７特定計算期間	（平成21年12月７日）	17,370	17,886	5,393	5,553
第８特定計算期間	（平成22年６月７日）	17,110	17,620	5,366	5,526
第９特定計算期間	（平成22年12月６日）	16,084	16,583	5,157	5,317
第10特定計算期間	（平成23年６月６日）	13,518	13,835	4,692	4,802
第11特定計算期間	（平成23年12月５日）	10,426	10,700	4,191	4,301
第12特定計算期間	（平成24年６月５日）	8,699	8,951	3,793	3,903
第13特定計算期間	（平成24年12月５日）	8,448	8,614	4,072	4,152
第14特定計算期間	（平成25年６月５日）	6,707	6,832	4,300	4,380
	平成24年６月末日	9,203	—	4,047	—
	平成24年７月末日	8,819	—	3,932	—
	平成24年８月末日	8,848	—	3,983	—
	平成24年９月末日	8,387	—	3,888	—
	平成24年10月末日	8,324	—	3,921	—
	平成24年11月末日	8,571	—	4,118	—
	平成24年12月末日	8,505	—	4,215	—
	平成25年１月末日	8,391	—	4,282	—
	平成25年２月末日	8,011	—	4,279	—

年 月 日	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
平成25年 3 月末日	7,599	—	4,407	—
平成25年 4 月末日	7,755	—	4,634	—
平成25年 5 月末日	6,878	—	4,407	—
平成25年 6 月末日	6,516	—	4,247	—

（注）上記の基準価額は、1 万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

	計算期間	1 万口当たりの分配金（円）
第 1 特定計算期間	自 平成18年 7 月31日 至 平成18年12月 5 日	380
第 2 特定計算期間	自 平成18年12月 6 日 至 平成19年 6 月 5 日	820
第 3 特定計算期間	自 平成19年 6 月 6 日 至 平成19年12月 5 日	400
第 4 特定計算期間	自 平成19年12月 6 日 至 平成20年 6 月 5 日	400
第 5 特定計算期間	自 平成20年 6 月 6 日 至 平成20年12月 5 日	360
第 6 特定計算期間	自 平成20年12月 6 日 至 平成21年 6 月 5 日	320
第 7 特定計算期間	自 平成21年 6 月 6 日 至 平成21年12月 7 日	320
第 8 特定計算期間	自 平成21年12月 8 日 至 平成22年 6 月 7 日	320
第 9 特定計算期間	自 平成22年 6 月 8 日 至 平成22年12月 6 日	320
第10特定計算期間	自 平成22年12月 7 日 至 平成23年 6 月 6 日	270
第11特定計算期間	自 平成23年 6 月 7 日 至 平成23年12月 5 日	220
第12特定計算期間	自 平成23年12月 6 日 至 平成24年 6 月 5 日	220
第13特定計算期間	自 平成24年 6 月 6 日 至 平成24年12月 5 日	160
第14特定計算期間	自 平成24年12月 6 日 至 平成25年 6 月 5 日	160

③【収益率の推移】

	計算期間	収益率（％）
第 1 特定計算期間	自 平成18年 7 月31日 至 平成18年12月 5 日	6.0
第 2 特定計算期間	自 平成18年12月 6 日 至 平成19年 6 月 5 日	7.1
第 3 特定計算期間	自 平成19年 6 月 6 日 至 平成19年12月 5 日	△9.8
第 4 特定計算期間	自 平成19年12月 6 日 至 平成20年 6 月 5 日	△6.0
第 5 特定計算期間	自 平成20年 6 月 6 日 至 平成20年12月 5 日	△48.4
第 6 特定計算期間	自 平成20年12月 6 日 至 平成21年 6 月 5 日	34.1
第 7 特定計算期間	自 平成21年 6 月 6 日 至 平成21年12月 7 日	2.5

	計算期間	収益率（％）
第8特定計算期間	自 平成21年12月8日 至 平成22年6月7日	2.5
第9特定計算期間	自 平成22年6月8日 至 平成22年12月6日	△0.9
第10特定計算期間	自 平成22年12月7日 至 平成23年6月6日	△6.9
第11特定計算期間	自 平成23年6月7日 至 平成23年12月5日	△8.3
第12特定計算期間	自 平成23年12月6日 至 平成24年6月5日	△6.9
第13特定計算期間	自 平成24年6月6日 至 平成24年12月5日	9.5
第14特定計算期間	自 平成24年12月6日 至 平成25年6月5日	14.51

（注）各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配付基準価額から前期計算期間末日分配落基準価額を控除した額を前期計算期間末日分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

当ファンドの各計算期間における設定及び一部解約の実績は次の通りです。

	計算期間	設定口数	解約口数
第1特定計算期間	自 平成18年7月31日 至 平成18年12月5日	4,178,037,272	11,687,947
第2特定計算期間	自 平成18年12月6日 至 平成19年6月5日	9,355,821,767	1,105,570,789
第3特定計算期間	自 平成19年6月6日 至 平成19年12月5日	11,435,383,298	1,498,769,622
第4特定計算期間	自 平成19年12月6日 至 平成20年6月5日	2,039,748,889	789,309,602
第5特定計算期間	自 平成20年6月6日 至 平成20年12月5日	2,247,751,265	993,012,709
第6特定計算期間	自 平成20年12月6日 至 平成21年6月5日	2,207,912,653	1,233,035,582
第7特定計算期間	自 平成21年6月6日 至 平成21年12月7日	7,675,768,132	1,300,941,394
第8特定計算期間	自 平成21年12月8日 至 平成22年6月7日	4,533,919,907	4,854,179,168
第9特定計算期間	自 平成22年6月8日 至 平成22年12月6日	2,988,114,469	3,685,106,943
第10特定計算期間	自 平成22年12月7日 至 平成23年6月6日	1,974,397,583	4,355,640,768
第11特定計算期間	自 平成23年6月7日 至 平成23年12月5日	782,456,691	4,713,535,801
第12特定計算期間	自 平成23年12月6日 至 平成24年6月5日	1,607,771,323	3,551,818,748
第13特定計算期間	自 平成24年6月6日 至 平成24年12月5日	456,329,003	2,643,073,349
第14特定計算期間	自 平成24年12月6日 至 平成25年6月5日	175,067,387	5,323,821,521

<参考情報> 運用実績（2013年6月28日現在）

基準価額・純資産の推移



※基準価額(税引前分配金込み)は、分配金(税引前)を累計加算したものととして算出しております。

※基準価額は、信託報酬控除後です。

基準価額 4,247円

純資産総額 65.1億円

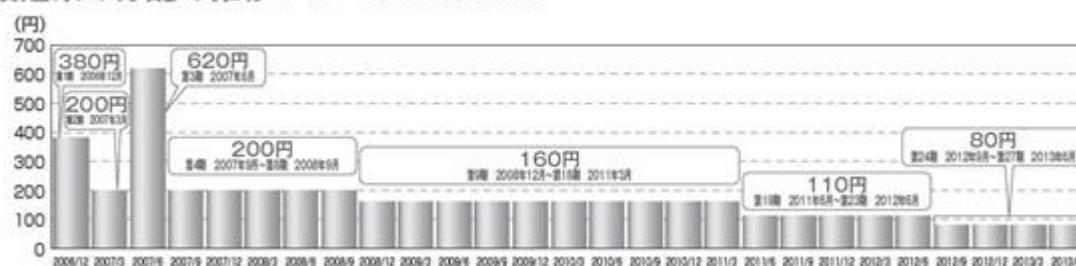
※基準価額は1万口当たり

分配の推移

2012年 6月	110円
2012年 9月	80円
2012年12月	80円
2013年 3月	80円
2013年 6月	80円
設定来累計	4,670円

※1万口当たり(税引前)

設定来の分配の推移(1万口当たり(税引前))



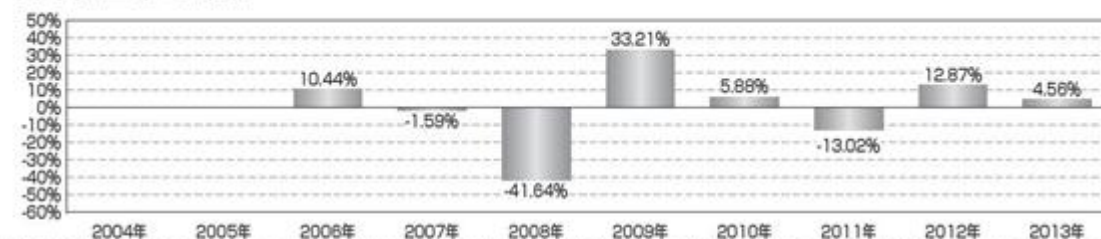
主要な資産の状況

投資状況

資産の種類	国名	銘柄名	純資産比率(%)
社債券	ドイツ	ドイツ銀行 CROCI Japan Plus Index リンク債	98.11
現金・預金・その他の資産(負債控除後)			1.89
合計			100.00

※純資産比率とは、ファンドの純資産総額に対する比率をいいます。

年間収益率の推移



※設定日以降の収益率を暦年ベースで表示しております。2006年は設定日(2006年7月31日)から年末までの収益率、2013年は年初から6月末までの収益率です。

※年間収益率は、各年末の基準価額に年間の分配金累計を加算した額を前年末の基準価額で除して算出しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

※運用実績は、別途月次等で適時開示しており、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ①お申込みに際しては、販売会社所定の方法にてお申込みください。
- ②取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ③お申込みの受付は、原則として毎営業日の午後3時までに行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分として取扱います。なお、午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。
- ④お申込単位につきましては、販売会社にお問合わせください。
- ⑤お申込価額は、お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%※（税抜 3.00%）を上限として販売会社が定めた料率を乗じて得た額とします。
自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。
詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。
※当該申込手数料にかかる消費税等相当額が含まれています。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。
- ⑦委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

- ①ご換金（解約）のお申込みは、ご購入いただいた販売会社で、所定の方法にてお申込みください。
- ②当ファンドの解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、
- ③解約のお申込みの受付は、原則として毎営業日の午後3時までに行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約申込受付分として取扱います。なお、午後3時を過ぎての解約のお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。
また、ファンドの資金管理を円滑に行うため、委託会社の判断により一定の金額を超える大口の換金は制限を設ける場合があります。
- ④解約単位につきましては、販売会社にお問合わせください。
- ⑤解約価額は、解約申込受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。なお、解約価額についてのお問合わせは、販売会社または委託会社までご連絡ください。

《委託会社へのお問合わせ先》

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
電話番号：0120-996-222
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時
ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

- ⑥解約代金は、原則として解約申込受付日から起算して5営業日目以降に販売会社にてお支払いします。
- ⑦委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することまたは既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑧⑦の規定により解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該

受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして⑤の規定に準じて算定した価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

a. 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

◆株式、上場投資信託：原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。

◆公社債等：原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。※

①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）

②第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額

③価格情報会社の提供する価額

※残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

b. 基準価額の算出頻度と照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び委託会社が指定する販売会社で入手できます。基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞にも掲載されます。（掲載名「クロ日株3月」）

《委託会社へのお問い合わせ先》

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成18年7月31日から平成28年8月1日までとします。

ただし、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託約款の規定により、信託を終了する場合があります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年3月6日から6月5日まで、6月6日から9月5日まで、9月6日から12月5日まで、及び12月6日から翌年3月5日までとします。なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とします。

(5)【その他】

①ファンドの償還条件

a. (イ) 委託会社は、当ファンドの一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、当ファンドを解約し、信託を終了させることができます。

(ロ) 委託会社は、繰上償還の事項について、あらかじめこれを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(ハ) 繰上償還の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

(ニ) 繰上償還の公告の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、(イ)の当ファンドの解約をしません。

(ホ) 委託会社は、当ファンドの解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、

全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (ヘ) (ハ) から (ホ) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(ハ) の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- b. (イ) 委託会社は、信託期間中において、当ファンドを解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドを解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、信託期間中において、主要投資対象であるユーロ円債の発行体の信用状況の著しい悪化もしくは債務不履行等があり当該債券をすべて売却した場合は、受託会社と合意のうえ、当ファンドを解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ハ) 委託会社は、(イ) 及び (ロ) について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドに係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドに係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ニ) (ハ) の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- (ホ) (ニ) の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、(イ) の当ファンドの解約をしません。
- (ヘ) 委託会社は、当ファンドの解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドに係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドに係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ト) (ニ) から (ヘ) までの規定は、(ロ) の規定に基づいて当ファンドを解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(ニ) の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合も同じとします。
- c. (イ) 委託会社は、監督官庁より当ファンドの解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドを解約し信託を終了させます。
- (ロ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、後述「③信託約款の変更」にしたがいます。
- d. (イ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は当ファンドを解約し、信託を終了させます。
- (ロ) (イ) の規定にかかわらず、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、後述「③信託約款の変更 d」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- e. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後述「③信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドを解約し、信託を終了させます。

②委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡をすることがあり、これに伴い、当ファンドに関する事業を譲渡することがあります。委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドに関する事業を承継させることがあります。

③信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、aの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- c.bの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- d.cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、aの信託約款の変更をしません。
- e.委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④反対者の買取請求権

当ファンドの解約または信託約款の変更を行う場合において、前述「①ファンドの償還条件」のa（ハ）及びb（ニ）の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑤公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

⑦運用報告書

委託会社は、法令の定めるところにより、毎年6月及び12月に到来する計算期間終了時及び償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に交付します。

⑧関係法人との契約の更改に関する事項

○販売会社

「募集・販売の取り扱い等に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）の有効期間は、契約締結日から1年とし、契約満了日1ヵ月前までに委託会社または販売会社からの意思表示がないときは、自動的に1年間更新され、自動延長後も同様に取扱いします。

4【受益者の権利等】

- (1) 当ファンドの信託契約締結当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、均等に分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
- (2) 収益分配金に対する権利
- ①当ファンドの収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合には、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- ②受益者は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
- ③収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。
- (3) 償還金に対する権利
- ①当ファンドの償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
- ②受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
- ③償還金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。
- (4) 受益権の換金（解約）請求権

①受益者は、自己に帰属する受益権について、解約することができます。権利行使の方法等については、前述の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

②解約代金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

（5）受益者集会は開催されません。

（6）帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧及び謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （2）当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- （3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成24年12月6日から平成25年6月5日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【クロッキー日本株プラス（3ヵ月決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前特定期間末 (平成24年12月5日現在)	当特定期間末 (平成25年6月5日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	272,886	905,990
コール・ローン	280,299,346	383,254,081
社債券	8,292,223,200	6,474,352,800
未収入金	83,960,000	—
未収利息	383	420
その他未収収益	2,727,631	—
流動資産合計	8,659,483,446	6,858,513,291
資産合計	8,659,483,446	6,858,513,291
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	165,981,838	124,791,805
未払解約金	19,178,030	2,507,541
未払受託者報酬	881,145	809,067
未払委託者報酬	24,451,699	22,451,474
その他未払費用	509,004	693,249
流動負債合計	211,001,716	151,253,136
負債合計	211,001,716	151,253,136
純資産の部		
元本等		
元本	※1, ※2 20,747,729,830	※1, ※2 15,598,975,696
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※3 △12,299,248,100	※3 △8,891,715,541
（分配準備積立金）	133,231,915	181,487,321
元本等合計	8,448,481,730	6,707,260,155
純資産合計	8,448,481,730	6,707,260,155
負債純資産合計	8,659,483,446	6,858,513,291

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前特定期間 自 平成24年 6 月 6 日 至 平成24年12月 5 日	当特定期間 自 平成24年12月 6 日 至 平成25年 6 月 5 日
営業収益		
受取利息	497,729,134	411,180,062
有価証券売買等損益	510,999,200	425,815,600
その他収益	2,727,631	2,348,350
営業収益合計	1,011,455,965	839,344,012
営業費用		
受託者報酬	1,837,410	1,677,883
委託者報酬	50,988,057	46,560,964
その他費用	1,479,645	1,618,486
営業費用合計	54,305,112	49,857,333
営業利益又は営業損失（△）	957,150,853	789,486,679
経常利益又は経常損失（△）	957,150,853	789,486,679
当期純利益又は当期純損失（△）	957,150,853	789,486,679
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	37,854,441	97,969,133
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△14,235,055,559	△12,299,248,100
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,636,342,490	3,090,862,628
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,636,342,490	3,090,862,628
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	276,231,971	100,512,147
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	276,231,971	100,512,147
分配金	※1 343,599,472	※1 274,335,468
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△12,299,248,100	△8,891,715,541

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における特定期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は特定期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 特定期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における特定期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適切な時価を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

前特定期間末 (平成24年12月5日現在)	当特定期間末 (平成25年6月5日現在)
※1 期首元本額 22,934,474,176円 期中追加設定元本額 456,329,003円 期中解約元本額 2,643,073,349円	※1 期首元本額 20,747,729,830円 期中追加設定元本額 175,067,387円 期中解約元本額 5,323,821,521円
※2 特定期間末における受益権の総数 20,747,729,830口	※2 特定期間末における受益権の総数 15,598,975,696口
※3 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、12,299,248,100円であります。	※3 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、8,891,715,541円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前特定期間 自 平成24年 6 月 6 日 至 平成24年12月 5 日
※1 分配金の計算過程 （自 平成24年 6 月 6 日 至 平成24年 9 月 5 日） 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（233,032,212円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（109,266,783円）及び分配準備積立金（24,006,657円）より分配対象収益は366,305,652円（1万口当たり164.97円）であり、うち177,617,634円（1万口当たり80.00円）を分配金額としております。 分配金の計算過程 （自 平成24年 9 月 6 日 至 平成24年12月 5 日） 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（224,650,928円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（102,885,082円）及び分配準備積立金（74,562,825円）より分配対象収益は402,098,835円（1万口当たり193.78円）であり、うち165,981,838円（1万口当たり80.00円）を分配金額としております。

当特定期間 自 平成24年12月 6 日 至 平成25年 6 月 5 日
※1 分配金の計算過程 （自 平成24年12月 6 日 至 平成25年 3 月 5 日） 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（201,971,451円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（93,379,599円）及び分配準備積立金（120,817,862円）より分配対象収益は416,168,912円（1万口当たり222.62円）であり、うち149,543,663円（1万口当たり80.00円）を分配金額としております。 分配金の計算過程 （自 平成25年 3 月 6 日 至 平成25年 6 月 5 日） 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（160,072,421円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から、費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（78,715,301円）及び分配準備積立金（146,206,705円）より分配対象収益は384,994,427円（1万口当たり246.79円）であり、うち124,791,805円（1万口当たり80.00円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（社債券）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、特定の債券への銘柄集中によるリスク等の信用リスク、流動性リスクを有しております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について、複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。これら金融商品に係るリスクについては、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する是正勧告を行っております。また、運用部門及びプロダクト部門においては、運用管理の一環として保有債券の価格動向や発行者の信用リスク等のモニタリングを行っております。さらに、フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されていることに加えて、独立した管理部門及び法務・コンプライアンス部によるリスク管理体制が敷かれています。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件などによった場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

	前特定期間末 (平成24年12月5日現在)	当特定期間末 (平成25年6月5日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 (3) 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 (3) 上記以外の金融商品 同左

（有価証券に関する注記）

前特定期間末（平成24年12月5日現在）

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
社債券	470,592,000
合計	470,592,000

当特定期間末（平成25年6月5日現在）

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
社債券	△16,090,800
合計	△16,090,800

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

前特定期間末 （平成24年12月5日現在）		当特定期間末 （平成25年6月5日現在）	
1口当たり純資産額	0.4072 円	1口当たり純資産額	0.4300 円
（1万口当たり純資産額	4,072 円）	（1万口当たり純資産額	4,300 円）

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
社債券	ドイツ銀行 CROCI Japan Plus Index リンク債	14,628,000,000	6,474,352,800	
社債券 小計		14,628,000,000	6,474,352,800	
合計		14,628,000,000	6,474,352,800	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成25年6月28日

I 資産総額	6,541,119,057 円
II 負債総額	24,361,020 円
III 純資産総額（I－II）	6,516,758,037 円
IV 発行済数量	15,345,380,512 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.4247 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換の手続き等

該当事項はありません。

当ファンドのすべての受益権は、振替受益権であり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

（4）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

（6）受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（7）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（平成25年6月末現在）

資本金の額	1億円
発行株式総数	50,000株
発行済株式総数	19,000株

（最近5年間における資本金の額の増減）

平成21年6月30日に4億5,000万円の増資
 平成22年2月5日に4億5,000万円の減資
 平成25年3月18日に2億5,000万円の増資
 平成25年3月21日に6億円の減資

b. 委託会社等の機構（平成25年6月末現在）

- (1) 3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。また、取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故ある時、または代表取締役が取締役会を招集しようとし、ない時もしくは議長となろうとし、ない時は、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、会日の1週間前にこれを発します。取締役及び監査役全員の一致の同意がある時は、招集通知を省略し、または招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

(2) 運用の意思決定プロセス

- ① 運用部門が独自に行う調査及びBNPパリバグループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢及び個別企業の分析情報に基づき、運用部門において投資環境（内外経済・産業動向・株式及び債券市場・為替市場等）の分析を行います。
- ② 運用部門のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえ、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。
- ③ 運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。
- ④ 運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部門から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部門へのフィードバック及び担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（平成25年6月末現在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額(単位：億円)
追加型株式投資信託	51	1,857
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	19	346
単位型公社債投資信託	15	335

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額(単位：億円)
合計	85	2,539

※純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、当社の監査人は次の通り異動しております。

第14期事業年度 あらた監査法人

第15期事業年度 有限責任監査法人トーマツ

(1) 【貸借対照表】

期別		第14期 (平成24年 3 月31日現在)		第15期 (平成25年 3 月31日現在)	
資産の部					
科 目	注記 番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額
		千円	千円	千円	千円
流動資産					
預金	＊ 2		768,307		1,084,312
前払費用			12,385		18,974
未収委託者報酬			655,853		570,278
未収運用受託報酬			226,054		166,393
未収投資助言報酬			48,828		38,295
未収収益			917,654		308,170
未収入金			2,508		2,201
立替金			5,241		21,529
未収消費税等			239		2,538
1年以内回収予定差入保証金			—		223,121
流動資産計			2,637,075		2,435,815
固定資産					
有形固定資産			141,257		130,599
建物	＊ 1	139,112		129,234	
器具備品	＊ 1	2,144		1,365	
無形固定資産			150,229		46,277
ソフトウェア		2,086		2,705	
のれん		148,142		43,571	
投資その他の資産			246,756		22,775
長期差入保証金		240,756		16,775	
その他		6,000		6,000	
固定資産計			538,243		199,652
資産合計			3,175,319		2,635,467

有価証券報告書（内国役員）

期別		第14期 (平成24年 3 月31日現在)		第15期 (平成25年 3 月31日現在)	
負債の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			149,373		109,344
未払金			689,874		721,691
未払手数料		405,835		385,865	
未払委託調査費		205,562		146,915	
その他未払金		78,477		188,911	
未払費用			428,653		341,986
未払法人税等			10,967		3,800
賞与引当金			71,596		34,179
役員賞与引当金			10,474		22,763
1年以内返済予定預り敷金			—		217,532
保証金					
流動負債計			1,360,940		1,451,298
固定負債					
繰延税金負債			18,451		16,646
退職給付引当金			395,793		318,280
役員退職慰労引当金			144,529		148,011
預り敷金保証金			217,532		—
資産除去債務			52,153		52,926
固定負債計			828,460		535,865
負債合計			2,189,400		1,987,164
純資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			450,000		100,000
資本剰余金			1,915,644		1,385,918
資本準備金		7,777		257,777	
その他資本剰余金		1,907,867		1,128,140	
利益剰余金			△1,379,726		△837,614
利益準備金		75,500		—	
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		△1,455,226		△837,614	
株主資本合計			985,918		648,303
純資産合計			985,918		648,303
負債・純資産合計			3,175,319		2,635,467

(2) 【損益計算書】

期別		第14期 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日		第15期 自平成24年4月1日 至平成25年3月31日	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			2,793,423		2,072,530
運用受託報酬			699,353		562,776
投資助言報酬			207,959		165,580
その他営業収益			1,449,701		980,569
営業収益計			5,150,437		3,781,457
営業費用					
支払手数料			1,445,192		1,088,005
広告宣伝費			20,624		8,938
調査費			617,991		490,950
調査研究費		77,156		64,091	
委託調査費		540,834		426,859	
委託計算費			212,834		179,782
営業雑経費			44,993		44,249
印刷費		39,336		38,362	
協会費		5,656		5,886	
営業費用計			2,341,635		1,811,927
一般管理費					
給料			1,417,023		1,305,048
役員報酬		74,558		95,198	
給料・手当		1,192,871		1,113,852	
賞与		149,592		95,997	
業務委託費			632,286		465,800
交際費			1,363		1,483
旅費交通費			47,975		34,076
事業税			17,590		—
租税公課			6,978		3,684
不動産賃借料			264,120		267,895
賞与引当金繰入額			71,595		24,417
役員賞与引当金繰入額			10,474		6,903
退職金			3,743		—
退職給付費用			82,846		98,950
役員退職慰労引当金繰入額			3,495		3,482
固定資産減価償却費			11,693		12,311
のれん償却費			104,571		104,571
諸経費			261,767		250,301
一般管理費計			2,937,526		2,578,927
営業利益又は営業損失（△）			△ 128,724		△ 609,397

期別		第14期 自平成23年4月1日 至平成24年3月31日		第15期 自平成24年4月1日 至平成25年3月31日	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
営業外収益	* 1	千円	千円	千円	千円
受取利息			8		2
雑益			4,427		11,573
営業外収益計			4,435		11,576
営業外費用			608		—
支払利息			68,898		51,697
為替差損			—		1,750
株式交付費			6,729		8,450
雑損失			76,235		61,897
営業外費用計					
経常利益又は経常損失（△）			△ 200,524		△ 659,718
特別損失					
割増退職金			56,146		175,900
固定資産除却損			9,850		—
特別損失計			65,997		175,900
税引前当期純利益又は税引 前当期純損失（△）			△ 266,522		△ 835,619
法人税、住民税及び事業税		3,800		3,800	
法人税等調整額		18,451	22,251	△1,804	1,995
当期純利益又は当期純損失 （△）			△ 288,773		△ 837,614

(3) 【株主資本等変動計算書】

第14期

自 平成23年4月1日

至 平成24年3月31日

(単位：千円)

株主資本		
資本金	当期首残高	450,000
	当期変動額	—
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	当期首残高	7,777
	当期変動額	—
	当期末残高	7,777
その他資本剰余金	当期首残高	1,907,867
	当期変動額	—
	当期末残高	1,907,867
資本剰余金合計	当期首残高	1,915,644
	当期変動額	—
	当期末残高	1,915,644
利益剰余金		
利益準備金	当期首残高	75,500
	当期変動額	—
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	△1,166,452
	当期変動額	△288,773
	当期純損失	△288,773
	当期変動額合計	△288,773
	当期末残高	△1,455,226
利益剰余金合計	当期首残高	△1,090,952
	当期変動額	△288,773
	当期末残高	△1,379,726
株主資本合計	当期首残高	1,274,691
	当期変動額	△288,773
	当期末残高	985,918
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	当期首残高	0
	当期変動額	△0
	当期末残高	—
純資産合計	当期首残高	1,274,691
	当期変動額	△288,773
	当期末残高	985,918

第15期

自 平成24年4月1日

至 平成25年3月31日

(単位：千円)

株主資本		
資本金	当期首残高	450,000
	当期変動額	新株の発行 250,000
		減資 △ 600,000
		当期変動額合計 △ 350,000
	当期末残高	100,000
資本剰余金		
資本準備金	当期首残高	7,777
	当期変動額	新株の発行 250,000
		当期変動額合計 250,000
	当期末残高	257,777
その他資本剰余金	当期首残高	1,907,867
	当期変動額	減資 600,000
		欠損填補 △ 1,379,726
		当期変動額合計 △ 779,726
	当期末残高	1,128,140
資本剰余金合計	当期首残高	1,915,644
	当期変動額	新株の発行 250,000
		減資 600,000
		欠損填補 △ 1,379,726
		当期変動額合計 △ 529,726
	当期末残高	1,385,918
利益剰余金		
利益準備金	当期首残高	75,500
	当期変動額	利益準備金の取崩 △ 75,500
		当期変動額合計 △ 75,500
	当期末残高	—
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	△ 1,455,226
	当期変動額	利益準備金の取崩 75,500
		欠損填補 1,379,726
		当期純損失 △ 837,614
		当期変動額合計 617,611
	当期末残高	△ 837,614
利益剰余金合計	当期首残高	△ 1,379,726
	当期変動額	欠損填補 1,379,726
		当期純損失 △ 837,614
		当期変動額合計 542,111
	当期末残高	△ 837,614
株主資本合計	当期首残高	985,918
	当期変動額	新株の発行 500,000
		当期純損失 △ 837,614
		当期変動額合計 △ 337,614
	当期末残高	648,303

純資産合計	当期首残高	985,918
	当期変動額	500,000
	新株の発行	
	当期純損失	△ 837,614
	当期変動額合計	△ 337,614
	当期末残高	648,303

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、耐用年数は、建物については主として6年～18年、器具備品については主として3年～17年であります。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）としております。 また、のれんについては5年間の期間均等償却にしております。
3. 繰延資産の処理方法	株式交付費 支払時に費用処理しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員への退職金の支出に備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金の当事業年度末要支給額を計上しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第14期 (平成24年3月31日現在)	第15期 (平成25年3月31日現在)												
※1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。 <table> <tr> <td>建物</td><td>10,046千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>6,476千円</td></tr> </table> ※2 関係会社項目 <table> <tr> <td>預金</td><td>758,379千円</td></tr> </table>	建物	10,046千円	器具備品	6,476千円	預金	758,379千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。 <table> <tr> <td>建物</td><td>19,926千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>7,256千円</td></tr> </table> ※2 関係会社項目 <table> <tr> <td>預金</td><td>1,006,192千円</td></tr> </table>	建物	19,926千円	器具備品	7,256千円	預金	1,006,192千円
建物	10,046千円												
器具備品	6,476千円												
預金	758,379千円												
建物	19,926千円												
器具備品	7,256千円												
預金	1,006,192千円												

（損益計算書関係）

第14期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日		
※1 関係会社取引項目 <table> <tr> <td>支払利息</td><td>162千円</td></tr> </table>	支払利息	162千円	—
支払利息	162千円		

（株主資本等変動計算書関係）

第14期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	9,000	—	—	9,000
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	9,000	10,000	—	19,000
*1 普通株式の発行済株式の増加 10,000株は、平成25年3月18日付のBNPパリバ インベストメント・パートナーズ S Aを割当先とするものであります。				
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

（リース取引関係）

第14期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低い ため、注記を省略しております。	(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低い ため、注記を省略しております。
(2) オペレーティング・リース取引は次の通り であります。	(2) オペレーティング・リース取引は次の通り であります。
オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものにかかる未経過リース料	オペレーティング・リース取引のうち解約不能 のものにかかる未経過リース料
(借主側)	(借主側)
1年内 207,337千円	1年内 117,302千円
1年超 115,006千円	1年超 8,612千円
合 計 322,343千円	合 計 125,915千円
(貸主側)	(貸主側)
1年内 96,797千円	1年内 48,398千円
1年超 48,398千円	1年超 一千円
合 計 145,196千円	合 計 48,398千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

第14期

自 平成23年4月1日

至 平成24年3月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。

未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は信用リスクに晒されております。

未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。長期差入保証金、預り敷金保証金は賃貸建物の敷金であり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、経理・総務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

③流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第14期 (平成24年3月31日現在)

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	768,307	768,307	—
未収委託者報酬	655,853	655,853	—
未収運用受託報酬	226,054	226,054	—
未収投資助言報酬	48,828	48,828	—
未収収益	917,654	917,654	—
未収入金	2,508	2,508	—
長期差入保証金	240,756	238,574	△2,182
資産計	2,859,964	2,857,781	△2,182
未払手数料	405,835	405,835	—
未払委託調査費	205,562	205,562	—
その他未払金	78,477	78,477	—
未払費用	428,653	428,653	—
預り敷金保証金	217,532	216,297	1,235
負債計	1,336,061	1,334,826	1,235

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収入金

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期差入保証金、預り敷金保証金

長期差入保証金及び預り敷金保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(5) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	768,307	—	—	—
未収委託者報酬	655,853	—	—	—
未収運用受託報酬	226,054	—	—	—
未収投資助言報酬	48,828	—	—	—
未収収益	917,654	—	—	—
未収入金	2,508	—	—	—
長期差入保証金	—	240,756	—	—

1. 金融商品の状況に関する事項

第15期

自 平成24年4月1日

至 平成25年3月31日

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。

当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。

未収運用受託報酬、未収投資助言報酬は信用リスクに晒されております。

未収収益は兼業取引にかかるものであり、信用リスクに晒されております。1年以内回収予定差入保証金、1年以内返済予定預り敷金保証金は賃貸建物の敷金であり、信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク

営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。1年以内返済予定預り敷金保証金は信用リスクに晒されておりますが、経理部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）

当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。

③流動性リスク

当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第15期 (平成25年3月31日現在)

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

科 目	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	1,084,312	1,084,312	—
未収委託者報酬	570,278	570,278	—
未収運用受託報酬	166,393	166,393	—
未収投資助言報酬	38,295	38,295	—
未収収益	308,170	308,170	—
1年以内回収予定差入保証金	223,121	223,121	—
資産計	2,390,571	2,390,571	—
未払手数料	385,865	385,865	—
未払委託調査費	146,915	146,915	—
その他未払金	188,911	188,911	—
未払費用	341,986	341,986	—
1年以内返済予定預り敷金保証金	217,532	217,532	—
負債計	1,281,210	1,281,210	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年以内回収予定差入保証金

これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) その他未払金、未払費用、1年以内返済予定預り敷金保証金

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,084,312	—	—	—
未収委託者報酬	570,278	—	—	—
未収運用受託報酬	166,393	—	—	—
未収投資助言報酬	38,295	—	—	—
未収収益	308,170	—	—	—
1年以内回収予定差入保証金	223,121	—	—	—

（有価証券関係）

第14期 (平成24年3月31日現在)	第15期 (平成25年3月31日現在)
重要性が低いため記載を省略しております。	重要性が低いため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

第14期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

第14期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日												
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出年金制度を採用しております。 2. 退職給付債務 <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>395,793千円</td></tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td><td>395,793千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>82,846千円</td></tr> </table>	(1) 退職給付債務	395,793千円	(2) 退職給付引当金	395,793千円	勤務費用	82,846千円	1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度、キャッシュバランスプランおよび確定拠出年金制度を採用しております。 2. 退職給付債務 <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>318,280千円</td></tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td><td>318,280千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>98,950千円</td></tr> </table>	(1) 退職給付債務	318,280千円	(2) 退職給付引当金	318,280千円	勤務費用	98,950千円
(1) 退職給付債務	395,793千円												
(2) 退職給付引当金	395,793千円												
勤務費用	82,846千円												
(1) 退職給付債務	318,280千円												
(2) 退職給付引当金	318,280千円												
勤務費用	98,950千円												

(税効果会計関係)

第14期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(単位：千円)	(単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金 141,061	退職給付引当金 114,740
役員退職慰労引当金 51,510	役員退職慰労引当金 53,358
賞与引当金 31,195	賞与引当金 13,115
未払費用 144,621	未払金 50,321
税務上の営業権計上額 242,598	未払費用 131,183
その他 35,395	その他 38,624
繰越欠損金 1,926,432	繰越欠損金 2,482,725
繰延税金資産小計 2,572,811	繰延税金資産小計 2,884,066
評価性引当額 △ 2,572,811	評価性引当額 △ 2,884,066
繰延税金資産合計 —	繰延税金資産合計 —
繰延税金負債	繰延税金負債
資産除去債務に対応する除 去費用 △18,451	資産除去債務に対応する除 去費用 △16,646
繰延税金資産(負債)の純額 △18,451	繰延税金資産(負債)の純額 △16,646
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳
当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、差異の原因についての記載を省略しております。	当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、差異の原因についての記載を省略しております。

（資産除去債務関係）

第14期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日														
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの														
1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を15年(建物付属設備の減価償却期間)と見積もり、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り1.48%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 <table> <tr> <td>期首残高</td><td>一千円</td></tr> <tr> <td>有形固定資産の取得に伴う増加額</td><td>51,707千円</td></tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td><td>445千円</td></tr> <tr> <td>期末残高</td><td><u>52,153千円</u></td></tr> </table>	期首残高	一千円	有形固定資産の取得に伴う増加額	51,707千円	時の経過による調整額	445千円	期末残高	<u>52,153千円</u>	1. 当該資産除去債務の概要 当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を15年(建物付属設備の減価償却期間)と見積もり、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り1.48%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。 3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 <table> <tr> <td>期首残高</td><td>52,153千円</td></tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td><td>772千円</td></tr> <tr> <td>期末残高</td><td><u>52,926千円</u></td></tr> </table>	期首残高	52,153千円	時の経過による調整額	772千円	期末残高	<u>52,926千円</u>
期首残高	一千円														
有形固定資産の取得に伴う増加額	51,707千円														
時の経過による調整額	445千円														
期末残高	<u>52,153千円</u>														
期首残高	52,153千円														
時の経過による調整額	772千円														
期末残高	<u>52,926千円</u>														

(セグメント情報等)

第14期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日					
(セグメント情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。					
(関連情報)					
1. 製品及びサービスごとの情報			(単位：千円)		
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計	
外部顧客への営業 収益	2,793,423	907,312	1,449,701	5,150,437	
2. 地域ごとの情報					
(1) 営業収益			(単位：千円)		
日本	ルクセンブルク	オランダ	フランス	その他	合計
3,492,320	610,816	430,628	268,276	348,395	5,150,437
(注) 投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。					
(2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の合計が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。					
3. 主要な顧客ごとの情報			(単位：千円)		
顧客の名称	営業収益		関連するセグメント名		
BNPパリバ・ ブラジル・ファンド（株式型）	677,917		なし		
BNPパリバ インベストメント ・パートナーズ・ルクセンブルク SA	610,479		なし		
(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。					

第15期
 自 平成24年4月1日
 至 平成25年3月31日

(セグメント情報)
 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	2,072,530	728,356	980,569	3,781,457

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	オランダ	ルクセンブルク	その他	合計
2,615,789	481,598	304,910	379,158	3,781,457

(注) 投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の合計が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
BNPパリバ・ブラジル・ファンド（株式型）	457,776	なし
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・オランダ NV	481,598	なし

(報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報)
 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者関係）

第14期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	パリ、フランス共和国	2,415百万ユーロ	銀行業	直接0.0% 間接99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入（注1） 資金の返済（注1）	— 300,000	預金	758,379

（2）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルク S A	ルクセンブルク、ルクセンブルク大公国	3百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	運用受託報酬の受入	21,320	未収運用受託報酬	27,448
							その他営業収益の受入	589,158	未収収益	614,677
							業務委託費の支払	757	未払費用	35
親会社の子会社	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・オランダ N V	アムステルダム、オランダ共和国	1.45百万ユーロ	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	その他営業収益の受入	424,524	未収収益	212,761
親会社の子会社	BNPパリバ アセットマネジメント ブラジル L T D A	サンパウロ、ブラジル連邦共和国	15百万レアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払	221,070	未払委託調査費	75,265
親会社の子会社	BNPパリバ アセットマネジメント S A S	パリ、フランス共和国	64百万ユーロ	資産運用業	無し	投資助言契約の締結	投資助言報酬の受入	187,096	未収投資助言報酬	43,169
						業務委託契約の締結	業務委託費の支払	131,616	未払費用	34,257
親会社の子会社	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・ベルギー S A	ブリュッセル、ベルギー王国	54百万ユーロ	資産運用業	無し	業務委託契約の締結	業務委託費の支払	308,485	未払費用	76,203

親会社 の子会社	フォシエ・ パートナーズ マネジメント LTD	英国	20百万 ポンド	資産 運用業	無し	運用再委託契 約の締結	その他 営業収 益の受入	184,182	未収収益	34,060
親会社 の子会社	BNP パリバ 証券株式会社	東京都 千代田区	1,020 億円	第一種 金融取 引業	無し	建物賃貸借契 約の締結	敷金 の受入 不動産 賃貸料 の支払	217,532 140,368	預り敷 金保証金	217,532

第15期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金 又は出資 金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	BNPパリバ インベストメ ント・パート ナーズ SA	パリ、 フランス 共和国	23百万 ユーロ	持株会 社	直接 100%	増資の引受	増資 (注2)	500,000	—	—

(2) 兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金 又は出資 金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会社	BNPパリバ インベストメ ント・パート ナーズ・オラ ンダ NV	アムステ ルダム、 オランダ 共和国	1.45 百万 ユーロ	資産 運用業	無し	運用再委託契 約の締結	その他 営業収 益の受入	481,598	未収収益	95,678
親会社 の子会社	BNPパリバ インベストメ ント・パート ナーズ・ルク センブルク SA	ルクセン ブルク、 ルクセン ブルク大 公国	3百万 ユーロ	資産 運用業	無し	運用再委託契 約の締結	その他 営業収 益の受入	272,062	未収収益	145,719
親会社 の子会社	BNPパリバ アセットマネ ジメント ブラ ジル LTDA	サンパウ ロ、ブラ ジル連邦 共和国	15百万 レアル	資産 運用業	無し	運用再委託契 約の締結	委託 調査費 の支払	138,444	未払 委託 調査費	49,638
親会社 の子会社	BNPパリバ アセットマネ ジメント SAS	パリ、 フランス 共和国	64百万 ユーロ	資産 運用業	無し	投資助言契約 の締結 業務委託契約 の締結	投資助言 報酬 の受入 業務委託 費の支払 支払手数料 の支払	161,461 114,267 38,746	未収投資 助言報酬 未払費用 未払手数料	37,452 67,134 40,960

親会社 の子会社	BNPパリバ インベストメ ント・パート ナーズ・ベ ルギー王 国 S A	ブリュッ セル、ベ ルギー王 国	54百万 ユーロ	資産 運用業	無し	業務委託契約 の締結	業務委託 費の支払	181,299	未払費用	104,482
親会社 の子会社	BNPパリバ 証券株式会社	東京都 千代田区	1,020 億円	第一種 金融取 引業	無し	建物賃貸借契 約の締結	敷金 の受入	—	1年以内 返済予定 預り敷 金保証金	217,532

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（注2）当社の行った株主割当増資を1株当たり50,000円で引き受けたものであります。

（注3）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注4）取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。

2. 親会社に関する情報

(1) 親会社情報

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ S A （非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ （ユーロネクスト・パリに上場）

(1株当たり情報)

第14期 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日		第15期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	
・1株当たり純資産	109,546円	・1株当たり純資産	34,121円
・1株当たり当期純損失	32,085円	・1株当たり当期純損失	89,264円
1株当たり当期純損失の算定上の基礎		1株当たり当期純損失の算定上の基礎	
当期純損失	288,773千円	当期純損失	837,614千円
普通株主に帰属しない金額	—	普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純損失	288,773千円	普通株式に係る当期純損失	837,614千円
期中平均株式数・普通株式	9,000株	期中平均株式数・普通株式	9,383株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。	

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

（１）定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****（1）受託会社**

①名称	②資本金の額 (平成25年3月末現在)	③事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社>

①名称	②資本金の額 (平成25年3月末現在)	③事業の内容
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	51,000百万円	信託業法に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

①名称	②資本金の額 (平成25年3月末現在)	③事業の内容
安藤証券株式会社	2,280百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
池田泉州T T証券株式会社	1,250百万円※	
今村証券株式会社	500百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	
S M B C日興証券株式会社	10,000百万円	
株式会社S B I証券	47,937百万円	
香川証券株式会社	555百万円	
木村証券株式会社	500百万円	
ドイツ証券株式会社	72,728百万円	
新潟証券株式会社	600百万円	
西村証券株式会社	500百万円	
ニュース証券株式会社	877百万円	
八十二証券株式会社	800百万円	
ばんせい証券株式会社	1,558百万円	
三田証券株式会社	500百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社愛媛銀行	19,078百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社池田泉州銀行	50,710百万円	
株式会社大垣共立銀行	36,166百万円	
スルガ銀行株式会社	30,043百万円	
株式会社荘内銀行	7,000百万円	
株式会社福岡銀行	82,329百万円	

※池田泉州T T証券株式会社の資本金の額は、平成25年9月2日現在のものです。

2【関係業務の概要】

- （1）受託会社：ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の保管、管理を行います。
- （2）販売会社：当ファンドの販売会社として受益権の募集販売の取り扱い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金・収益分配金・償還金に関する事務等を行います。

3【資本関係】

- （1）受託会社：該当事項はありません。
- （2）販売会社：該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間において、次の書類を提出しております。

平成24年12月6日 臨時報告書

平成25年 3月5日 有価証券報告書

平成25年 3月5日 有価証券届出書の訂正届出書

平成25年 3月6日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年7月17日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているクロッキー日本株プラス（3ヵ月決算型）の平成24年12月6日から平成25年6月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クロッキー日本株プラス（3ヵ月決算型）の平成25年6月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月14日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 嘉雄 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之 印
--------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成24年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成24年6月20日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。